平成２４年度公益財団法人埼玉県体育協会臨時理事会議事録

日　時　平成２４年４月１９日（木）　１５時
場　所　スポーツ総合センター　２０１研修室
出席者
（理事）
櫻井勝利、森正博、三戸一嘉、岩崎金治、大保木道子、岡野進一、齋藤明博、斎藤博、鈴木征、田巻隆平、羽鳥利明、原島宏之、藤井範子、藤沼貞夫、松岡良博、宮内孝知、宮下達也、茂木敬司、山下文孝の各理事１９名
（監事）
関口長吉、髙田正徳、堀口信孝の各監事３名
（事務局）
岩﨑充晃、岡田謙司、長谷川伸、阿部隆宏、久保吉史

理事総数２８名、うち出席１９名で、定款第３３条に基づき理事会成立。
上田清司会長が欠席につき、代表理事である櫻井勝利副会長があいさつをし、その後、理事・監事への委嘱状の授与をおこなった。
また、公益財団法人移行後最初に開催する理事会として、出席理事・監事から自己紹介と、体協職員の紹介があった。
その後、定款第３２条により上田会長が議長になるところ欠席につき、定款第２４条第３項により櫻井勝利副会長が議長となった。
櫻井議長より、本理事会の議事録署名人について諮り、岩崎金治理事と大保木道子理事が決定する。

議　　案

議長―第一号議案平成２４年度事業計画についてと第二号議案平成２４年度収支予算については、非常に関連性があるので、一括審議とさせていただく。
●第一号議案　平成２４年度事業計画について（三戸専務理事）
　すでに平成２３年度財団法人埼玉県体育協会の理事会及び評議員会で承認されているものであるが、平成２４年４月１日に特例民法法人から公益財団法人へ移行したことから、平成２４年度の事業計画及び収支予算について、改めて新理事によるご承認をいただくものである。
　平成２３年度と平成２４年度との事業計画の対比を参考に説明をする。
　基本方針は変わらず。（Ｉ）スポーツ振興事業を生涯スポーツ振興事業「公１」とし、そのうち（Ｉ）の総合型地域スポーツクラブの育成推進については、育成推進と支援業

務とに分けて表示をした。生涯スポーツ・相談業務におけるスポーツ医事相談は、従来医師の無償活動として行っていたが、今年は都合がつかず削除した。

埼玉県立武道館の指定管理と武道館祭り等の支援については、指定管理と体協運営事業に振り分けをおこなった。

顕彰事業関係については、埼玉県体育賞、体育優良児童生徒表彰は「公１」に、国体表彰を「公２」に、スポ少表彰は「公３」に振り分けた。

（Ⅱ）競技力向上事業を「公２」とし、タレント発掘事業をプラチナキッズ発掘育成事業と名称を変更し実施する。

（Ⅲ）スポーツ少年団事業を「公３」とし、創立５０周年事業と、東日本大震災復興祈念スポーツ交流事業として、福島県のスポーツ少年団を夏休みにスポーツ総合センターに招き、３日間の交流を行う予定である。

（Ⅳ）スポーツ科学研究事業は「公２」とし、国体選手の体力測定及びメディカルチェック並びに心理・栄養サポート事業を、他の事業と整理統合させた。

（Ⅴ）スポーツ総合センター運営事業を「公４」とし、施設利用に係る受付業務、施設設備の維持管理、トレーニング場利用者講習会を行う。

（Ⅵ）県体育協会運営事業には、諸会議、広報普及、体育協会・武道館祭り、スポーツ活動に関する安全管理、免税募金活動の推進を行う。

（Ⅶ）埼玉県立武道館の指定管理を「公１」とし、株式会社サイオーとの共同組織体を形成し、指定管理を行う。

（Ⅷ）収益事業として、大宮公園スポーツランドの運営を行う。

●第二号議案　平成２４年度収支予算について（岩崎事務局長）

損益ベース表記の収支予算書において、県費補助金総額 259,709 千円の内、「公 1」生涯スポーツ事業に 21,180 千円、「公 2」競技力向上事業に 108,469 千円、「公 3」スポーツ少年団に 14,000 千円、共通として 77,060 千円となる。県委託金総額 36,498 千円の内、「公 1」21,619 千円、「公 2」14,879 千円となる。受取負担金の内訳は、市町村体育協会、スポーツ団体、学校体育団体、賠償責任保険のそれぞれ負担金である。受取登録料と参加料は、スポーツ少年団の登録と参加料である。

参考資料において、「公 1」生涯スポーツ事業「公 2」競技力向上事業「公 3」スポーツ少年団「公 4」スポーツ総合センター管理運営事業の詳細を説明する。

昨年まで特別会計として計上していた、学校体育団体等補助の 21,180 千円を「公 1」に繰り入れた。「公 2」の県費補助金は 5,314 千円の減額となった。「公 3」スポーツ少年団では、日本本部への登録料 31,100 千円を支出負担する。また、平成２４年度はスポーツ少年団創立５０周年にあたり、3,047,598 円を計上した。

議長―第一号議案　平成２４年度事業計画について並びに第二号議案　平成２４年度収支予算について、以上 2 議案について質問はあるか。

理事―異議なし

議長―それでは、第一号議案並びに第二号議案についてご承認いただけるか。
出席理事全員一致で承認可決

第三号議案　役割分担について（三戸専務理事）
　定款や規程等には、理事が専門委員会に所属しなければならないとは規定されていないが、事前に理事各位に対して希望委員会について調査をさせていただき、各人２～３委員会の希望を回答いただいたものを基に、総務、選手強化、普及、広報、施設、科学、指導者の各委員会とスポーツ少年団担当を資料のとおり割り振らせていただいた。
　なお、諮問委員会である加盟審査、物品等請負業者選定、倫理については、細則により委員長は副会長が担当し、委員は会長が委嘱することになっている。
議長―第三号議案　役割分担について、資料のとおりの所属で承認いただけるか。
出席理事全員一致で承認可決

第四号議案　東日本大震災復興支援義捐金募金活動について（三戸専務理事）
　平成２３年度おこなった募金活動は約８８０万円集まり、日本赤十字社に送金した。引き続き募金活動を平成２４年度も継続したい。
議長―第四号議案　東日本大震災復興支援義捐金募金活動について承認いただけるか。
出席理事全員一致で承認可決

第五号議案　本会定款及び細則以外の諸規程の取扱について（三戸専務理事）
　本会定款及び細則以外の諸規程については、当分の間、旧財団法人埼玉県体育協会の諸規程を準用する。今後、諸規程を見直し、整備が終了次第、理事会に提案する。
議長―第五号議案　本会定款及び細則以外の諸規程の取扱について承認いただけるか。
出席理事全員一致で承認可決

報告事項
１．業務執行理事の業務分担及び副会長の担当諮問委員会（三戸専務理事）
　ア）定款第２４条により、業務執行理事の業務分担としてを下記の通りとする。
・森業務執行理事・公益財団法人日本体育協会及び都道府県体育協会連合会に関する業務
・関根業務執行理事・加盟学校体育団体及び組織団体の体育部門に関する業務
・北業務執行理事・加盟市町村体育協会に関する業務
・三戸業務執行理事・加盟競技団体に関する業務・日常会務及び選手強化に関する業務・指定管理者制度に関する業務・総合型地域スポーツクラブに関する業務・広域スポーツセンター及び生涯スポーツの振興に関する業務・その他前記各項に属さない業務
　イ）細則第３９条により、副会長の担当諮問委員会を下記の通りとする。

・櫻井副会長・物品等請負業者選定委員会
・森副会長・倫理委員会
・三戸副会長・加盟審査委員会
２．平成２４年度スポーツ総合センター施設管理等委託契約について（三戸専務理事）
　スポーツ総合センター施設管理について、株式会社サイオーと一社随意契約とし、平成２４年４月１日から一年間、施設管理業務、受付業務、その他廃棄物処理等を内容とする契約を結ぶ。契約金額は 49,984,200 円（冷却塔、空気調和機、ファンコイルユニット等新規業務を含む）である。本件については、旧財団法人の平成 23 年度第 5 回理事会で承認され、第２回定時評議員会で報告済みである。
３．埼玉県スポーツ少年団創立 50 周年事業について（藤沼理事）
　埼玉県スポーツ少年団創立 50 周年にあたり、4 月 5 日にオープンセレモニーを行い、スポーツ総合センター車庫に池原昭治氏の絵を描き、ポスターを作製した。

その他
宮内理事－公益財団法人の表記について、カッコ公財「（公財）」で良いのかどうか伺いたい。
三戸専務理事－日本体育協会は「公益財団法人」とすべて表記しているので、しばらくの間、全部を表記して行きたい。
以上の諸報告をいずれも了承後、１６時１５分閉会した。

議長（代表理事）

監事

監事

監事

議事録署名人

議事録署名人